

プロイセンの関税同盟推進論

——F・モッツ「覚え書」^{メモリアル}（一八二九年六月）の解説と試訳——

諸田 實

目次

はじめに

一、モッツの生涯

二、関税同盟をめぐる状況

三、モッツ「覚え書」の試訳

はじめに

経済統合の一形態としての関税同盟は一九世紀以来さまざまな地域に成立したが、なかでも、一九世紀半ばに三分の一世紀にわたって存続した「ドイツ関税同盟」(der Deutsche Zollverein, 1834-67)は、ドイツの政治的統一と経済的発展の基盤となった点で、歴史上もっとも重要な関税同盟の一つであろう。この関税同盟はプロイセン王国を中心にドイツの二一の国々が加盟して一八三四年に発足したが、その成立過程において、関税同盟の結成に慎重な保守派を押さえて、関税同盟の成立へ向けて推進派の中心として活躍したのが、一八二五年

から三〇年までプロイセンの大蔵大臣を務め、「ナポレオン戦争後の再建の時代におけるフリードリッヒ・ヴィルヘルム三世「プロイセン国王」のもっとも有能な官僚の一人」といわれたモッツ (Friedrich Christian Adolph von Motz, 1775-1830) である。⁽¹⁾

モッツはプロイセンの大蔵大臣として財政を建てなおし、アンハルト三侯国との間の関税問題(いわゆる飛地問題)を解決し、一八二八年にはヘッセン・ダルムシュタット大公国との間に二国間関税同盟(「北ドイツ関税同盟」)を結成した。さらに翌二九年には、同じく前年に二国間関税同盟(「南ドイツ関税同盟」)を結成していたバイエルン王国とヴュルテンベルク王国との間に包括的な通商条約——「関税同盟ではないが、どんな通商条約よりもはるかに包括的な条約」⁽²⁾——を締結して、南北ドイツの結合によるプロイセン中心のドイツ関税同盟の成立へ向けて重要な礎石を据えることに成功した。そして、この通商条約が調印された翌月、一八二九年六月にモッツはドイツ関税同盟の成立への展望とその意義を「覚え書」^{メモリアル}にしたためて、国王に提出した。彼がその翌年、ドイツ関税同盟の発足を見ることがなく急逝したために、この「覚え書」はモッツの「遺書」とも呼ばれている。⁽³⁾

本稿は、モッツの生涯と関税同盟の成立をめぐる当時の状況をかんとんに解説したうえで、このモッツの「覚え書」の主要部分を訳出したものである。彼の「覚え書」についてはその重要性は指摘されているが、全容についてわが国では紹介されていないので、プロイセンの大蔵大臣として関税同盟の成立と拡大を進めていた政策責任者の関税同盟推進論として、これを紹介することにはそれなりの意味があると思われる。

(1) W. O. Henderson, *The State and the Industrial Revolution in Prussia 1740-1870*, 1958, p. 76.

(2) この言葉は、プロイセン外務省が出先の大使館(ウィーン、パリ、ロンドン、ペテルスブルク、ブリュッセル、ボン、ハーゲン、ストックホルム、ドレスデン、カールスルーエ、ハンブルク)に送った回状(一八二九年八月一日付)の中にある。H. Oncken u. F. E. M. Saemisch (hrsg.), *Vorgeschichte und Begründung des Deutschen Zollvereins 1815-1834*, 1934, Bd. 3, S. 555.

(3) Memoire von Motz über die hohe Wichtigkeit der von Preußen mit Bayern, Württemberg und Großherzogtum Hessen abgeschlossenen Zoll- und Handelsverträge in kommerzieller, finanzieller, politischer und militärisch-strategischer Beziehung, zur Motivierung der allerhöchsten Ratifikation unterlegt, in: H. Oncken und F. E. M. Saemisch (hrsg.), *a. a. O.*, S. 525-541.

1. モッツの生涯

1 モッツは一七七五年一月一日ヘッセン＝カッセル方伯国の首都カッセルで生まれた。父は枢密参議官で上級控訴裁判所長、生家は何代も続いた中流の家庭で、一七八〇年に皇帝から貴族の称号を受けている。後に述べるように、モッツは一八二五年からプロイセンの大蔵大臣として財政再建や関税同盟の推進に辣腕を振るったが、出生地からいえばプロイセン人ではなかった。モッツに限らず当時のプロイセンの有能な官僚には、宰相シュタイン(K. Frh. v. Stein, ナッサウ侯国の生まれ)をはじめレーデン(F. W. v. Reden, ハノーファー王国の生まれ)、ハイニッツ(Heinitz, ザクセン王国の生まれ)、などプロイセン人でない者が多い⁽¹⁾。

一七九一年マールブルク大学へ進み、法学と国家学を学んだ。ここで後にヴェストファーレン州長官となるフィンケ(L. Frh. v. Vincke)と知り合うが、二人の友情は生涯続く。九五年にハルバーシュタットのプロイセン行政の法務局に陪席判事として勤務し、まもなく軍事・御料地庁へ移る。一八〇一年には等族議会によって

郡長に選ばれた。地方行政官としてモッツは書類行政を廃して実地の見聞に努めたといわれる⁽²⁾。

一八〇三年にアイヒスフェルトの郡長に転じた。この年にカトリックのマインツ選帝侯領からプロイセン領に編入されたばかりの地域である。モッツはここで徴兵制度を敷き、プロイセンの内国消費税制度を導入し、新教徒の信仰の自由を拡大した。また、穀物不足(一八〇五年)や繊維工業の不況(一八〇六年)の対策をとった。一八〇六年のイエナの戦いでプロイセンはナポレオン軍に敗れ、郡長の地位を失ったモッツはやがて新設のヴェストファーレン王国ハルツ県の直接税徴収の責任者を引き受け、この時にフランスの財政制度に習熟したといわれる⁽³⁾。

一八一三年のライプツィヒの戦いで連合軍が勝利すると、モッツはプロイセン行政府に復帰した。ハルバーシュタットの行政府で財政の責任者として民政長官クレヴィッツ(W. A. v. Kiewitz)を助け、翌一四年に旧フルダ侯国領の総督に任命された。ここはマインツ↓ナッサウ↓フランス軍の占領↓フランクフルト↓オーストリア領と帰属を変え、一八一五年にプロイセン領に編入されることになって、モッツはその移管事務を任されたのである。彼の部下には、後にモッツの「覚え書」の草稿を執筆したメンツ(Menz)がいた。メンツはこの地を併合することがプロイセンの商業に大きな利益になると考えて、その意見をメモに記したが、モッツはこのメモを読んで感心し、添え書をつけて宰相ハルデンベルク(K. A. Für. v. Hardenberg)に送った⁽⁴⁾。だが、翌一六一年にフルダはクアヘッセンとザクセン＝ヴァイマルの二国に割譲された。

モッツは一八一六年から二五年までの一〇年間、ザクセン州の行政官として活躍した。当時この州にはマクデブルク、メルゼブルク、エアフルトの三つの行政地区が置かれていたが、彼はエアフルトとマクデブルクの地区長官を務め、二二年からは州知事を務めた⁽⁵⁾。

エアフルトはプロイセンの二五の行政地区中最小だったが、八つの旧領土から構成され、一四の国々と国境を接し、領土の一部が互いに飛地として入り組むという、複雑な地区であった。地区の経済は農業と林業に依存し、蒸留酒の醸造、銃器製造、皮革業、亜麻糸・綿糸紡績、羊毛・亜麻織などの工業が僅かに営まれていた。モッツは就任早々、穀物の不作と値上がりにより直面して備蓄食料の放出やライ麦の緊急輸入などの応急対策を講じ、それと並んで、家畜の品種改良、植林、治水工事、道路建設、農業協会の再興などの施策に着手した。

周知のようにプロイセンは一八一八年に関税法を制定したが、その実施は、国境の錯綜するこの地区に密輸の横行と飛地の関税問題という難問を生み出した。この問題を解決するために、モッツはひそかにシュヴァルトブルク・ゾンデルスハウゼン領の飛地にプロイセンの関税制度を適用する交渉を進めた。その結果、同侯国の飛地はプロイセンの関税領域に編入され、プロイセンの東部領土との間で合同関税収入を人口に比例して配分し、この配分比率を三年ごとに見直すことになった。これは以後の飛地問題の解決の先例となった。⁽⁶⁾

エアフルト時代にモッツは何通かのメモを遺した。そこでは、プロイセン領が東西に分離していることから生ずるさまざまな問題、防衛、憲法制定、議会制度の確立と地方行政の改革などが論じられている。特に財政に関しては、総監理府、国庫、大蔵省が別々に責任をもつ現行のあり方を改めて三部局を統合すること、地方財政については緊急の場合に国王の事前の許可なしでも支出できる弾力的制度の導入をよしとしている。⁽⁷⁾

ザクセン州も編入の時期の異なるプロイセン領と旧ザクセン王国領から構成され、アンハルト侯国によって南北に二分され、他国の飛地が入り組む複雑な州であった。モッツは州知事就任早々深刻な経済的不況に直面したが、州知事時代にも道路の建設、職業学校の開設、キャリコ製造場の設立を進め、また、羊の飼育を奨励し、マクデブルクに羊毛市場を設立した。

2 ザクセン州知事として大きな功績をあげたモッツは、一八二五年七月一日、クレヴィッツの後をうけてプロイセンの大蔵大臣に任命された。就任に際してモッツは国家財政に対して大蔵省が十分な権限をもつことを要求したが、この要求は、翌二六年五月二六日の閣令によって財政に対する監督権が廃止された点では実現された。しかし、国債償還局、国营特権企業である海外貿易会社、ベルリン王立銀行は依然として大蔵省の管轄外にあった。

さて、一八〇六年のイエナの敗戦以来、プロイセン政府の国庫は極端に欠乏し、財政は混乱をきわめていた。プロイセンで予算制度が確立するのは一八二二年度のこと、それ以前は国家の収入と支出の実態をできるだけ正確に把握するために大雑把でかんたんな予算表が作成されていた。それによると、一八一四／一五年から毎年歳出超過が続いており、赤字額は一八一四／一五年、二、〇〇〇万ターラー、一六年、一、二〇〇万ターラー（臨時収入を加えて八〇〇万ターラー）、一七年、経常収支で六〇〇万ターラー、臨時収支で一五〇万ターラー、一九年には五〇〇万ターラーであった。赤字の原因は軍事費と国債償還費で、前者は戦争終了後も歳出の四割を超え（一六年五九・一％、一七年四一・九％）、後者は一八二二年に約二割（一六年三六・六％、一七年一四・六％）であった。二〇年代初めの農業の不振が王領地収入を減少させ、二三年の赤字は七〇〇万ターラーに⁽⁸⁾ぼった。

モッツは財政の健全化のために思いきった措置をとった。その第一は王領地の売却で、大臣在職中の五年間に一二万ヘクタールの王領地が売却された。国債法（一八二〇年）は王領地の譲渡を禁止していたが、王領地売却の売上高の利子の方が王領地からの地代収入より多いという理由で、この例外的な緊急措置は黙認された。

これによって残った王領地の地代を引き下げることができ、海外貿易会社が羊毛を買い付けることで王領地農民を援助した。王領林についても管理のあり方を点検して、伐採したあとには植林を励行するように指示した。その結果、王領林からの収入はいちじるしく増加し、一八二七年には王領地・王領林からの収入は一四年と比べて七〇万ターラーも増加したが、増加分の多くはライン地方の王領林からの収入の増加によるものであった。

第二は租税の改革である。直接税の中心は地租、階級税、営業税の三つであるが、このうち地租については王領地の売却で納税者がふえたために増収となり、地租の軽減が可能になった。階級税については六〇歳以上の老人と一四―一六歳の若年者のうち最低の、もっとも貧しい階級を免税とし、国防軍の兵士も勤務期間中は免税とした。それでも一八二九年の税収は六三六万八、〇〇〇ターラーで、これまでの平均を上回っている。営業税については、前任者から引継いだ肉屋、パン屋、醸造業者、粉屋に対する増税案を白紙に戻し、手織機一―二台の家内織布工についても免除し、他方で質屋、代理商、薬種商、民間保険会社に課税した。一八二九年にはこの税収は二〇〇万ターラーに近づき、これまでで最高となった。

間接税は関税と消費税が中心で、一八二九年に歳入の約四〇％を占めていた。関税についてモッツは輸入関税の徴収にあたる税関吏に退役士官を採用したが、これは密輸を減少させ、関税収入の増加の一因となった。酒類とタバコにかかる消費税は後に関税同盟が発足してから問題になる。そのほか大蔵省が管轄する国営部門の事業も順調で、国有林、国営の炭坑・製鉄所・精塩所、郵便事業、宝くじ、塩とランプの専売からの収入の増加も財政の回復を助けた。

このような努力の結果、一八二八年五月三〇日、モッツは国王に対して、一八二五年から二七年までの三年

間に国家予算は九六五万ターラーの黒字に達した、と報告することができた。モッツの在任中にプロイセンの財政が黒字に転じたことは、関税同盟成立の外交交渉においてプロイセンをきわめて有利な立場に置くことになった。そして、財政の健全化と並んで、大蔵大臣としてのモッツのもう一つの功績は立てなおした財政にもとづいた関税同盟の推進であった。次節では、関税同盟をめぐる当時の状況とモッツの果たした役割について一瞥しておこう。

(1) ちなみに、オーストリア帝国の宰相として復古時代の中心にいたメッテルニヒ (Frh. Gf. u. F. v. C. L. W. Metternich) はライン川沿いの町コブレンツ生まれのプロイセン人である。

(2) 「郡長は書類が少ないほどよい仕事をしている。」「役人は役所から出て管区内を旅行すべきだ。」「物事を自分で見て、ただちに判断を下すべきだ。」「いずれも当時モッツが書いた文章である。W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 77.

(3) ヴェストファーレン王国 (ナポレオンの弟ジェロームが国王) 時代、モッツは解放を期待する愛国派の中心的存在で、一八一三年にはプロイセン軍との交信が発覚して叱責されたこともあったという。W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 78.

(4) 添え書の中でモッツはフルダをプロイセン領とすれば、東西に分裂したプロイセンの領土に橋をかけることになるだろう、と述べている。この頃は関税同盟の結成ではなく、領土でつなぐ (territorial link) 構想をもっていたと思われる。W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 79.

(5) 三つの行政地区の面積と人口 (一八三一年) は、エアフルト、六四平方マイル、約一八万人、マクデブルク、二〇五平方マイル、約五六万人、メルゼブルク、一八六平方マイル、約六〇万人、また、一八三二年の人口一人当り営業税収入はプロイセンの二五の行政地区のなかで、マクデブルクが第二位、メルゼブルクが第四位、エアフルトが第五位であった。C. W. Ferber, *Beiträge und neue Beiträge zur Kenntnis des gewerblichen und kommerziellen Zustandes der preussischen Monarchie. Aus amtlichen Quellen*, I, 1829, S. 226-7, II, 1832, S. 147-8. 諸田實『ドイツ関税同盟の成立』一九七四年、二七〇-七二ページ。

(6) 諸田、前掲書、一六ページ、一八ページ注(1)。

(7) ヘンダーソンはメモに表われたモッツの基本的な考え方を、(一)独裁政治と官僚政治に対する反対、(二)行政の効率化、

(三)主権を濫用した小国の割拠主義の批判、の三点に要約している。W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 84.

(8) R. Ehrenberg, *Die Fugger-Rothschild-Krupp*, 1925, S. 80ff. 大西健夫『ハルデンベルク租税改革とプロイセン国家財政再建』一九七八年、第五章および補論。

二、関税同盟をめぐる状況

1 ドイツ関税同盟は一八三四年に発足したが、そこにいたる過程、いわゆる関税同盟の「前史」には次のようないくつかの局面があった⁽¹⁾。第一の局面は、主要なドイツ諸国が旧来の内部関税を廃止し、国境関税を設定して、国内を単一の関税領域に統合した関税改革で、これが関税同盟への出発点になる。この関税改革はまず「ライン連邦」(*der Rheinbund*, 1806-13)の時代に、ベルク大公国で一八〇六—〇八年、バイエルンで一八〇七年、ヴェルテンベルクで一八〇八年、ヴェストファーレン王国で一八一一年、バーデンで一八一二年に行なわれ、プロイセンはナポレオン戦争後の一八一八年に新関税法を制定してこれを実施した⁽²⁾。このうち、関税法の内容からいえば、ヴェストファーレンの関税法がプロイセン関税法に受け継がれ、これが課税方法(従価税でなく従量税)や税率の点でドイツ関税同盟に受け継がれている。ただし、ライン連邦時代の国境線はナポレオンの軍事的圧力のもとで引かれたもので、ナポレオンの没落後、ウィーン会議において大幅に変更されて、関税同盟の成立に複雑な様相を与えることになった。

近代的な関税制度を創出した関税改革は関税同盟の出発点になったが、他方で、各国が独自に国境関税を設定したことで、三九の国々から構成された「ドイツ連邦」(*der Deutsche Bund*, 1815-66)の内部に多数の国境関税の障壁を作りだした。関税同盟の成立は、こうした国境関税の障壁を廃止して、ドイツ連邦内の複数の国々

が集まって関税共同体を結成することである。その第一歩はいわゆる「飛地」(Enclave)問題の解決、すなわちA国の領土の一部分または全部がB国内に入りこんでいる場合、このA国の領土(飛地)に対してB国の関税制度を適用することで、これが第二の局面であった。

この問題の解決のモデルケースになったのは、一八一九年一〇月にプロイセンがエアフルト地区内にあったシュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼン侯国との間で結んだ関税条約であるが、前述のように、モッツはエアフルト地区長官時代にこの問題を解決している。飛地問題の最大の難関はアンハルト三侯国の場合である。三侯国はオーストリアの支持とエルベ河の航行自由化の措置(一八二二年)に助けられて、プロイセン領への密輸基地になっていた。しかし、モッツは大蔵大臣に就任すると強硬手段をとって、一八二八年までに三侯国をプロイセンの関税制度に統合することに成功した⁽³⁾。このようにして、プロイセンは一八一九—三〇年間に領内の九つの飛地についてすべて解決したが、同様に、ヴェルテンベルクは領内の飛地ホーエンツォレルン二侯国を一八二四年に自国の関税制度に統合した。

第三の局面は二国間関税同盟の成立で、南ドイツ関税同盟(バイエルンとヴェルテンベルクの間で一八二八年一月一八日に締結)と北ドイツ関税同盟(プロイセンとヘッセン・ダルムシュタットの間に同年二月一四日に締結)の成立がこれに当る。前者は、オーストリアとプロイセンに対抗して「第三のドイツ」をめざした南ドイツの統合の試みが失敗したあと、バイエルンとヴェルテンベルクの二国だけで作ったもので、相手国の関税制度に編入された飛地の場合と違って、中級以上の二国が対等の立場で結成した最初の関税同盟である。後者はドイツのおよそ三〇% (オーストリアを除けばおよそ四五%) の面積と人口をもつ共同市場を作りだしたが、この実現にはモッツが大きな役割を演じているので、その点について多少の説明が必要であろう⁽⁴⁾。

ヘッセン・ダルムシュタットは主要な産業がプロイセンの西部諸州に販路をもっていたために、プロイセン関税法が実施されるとプロイセンの国境関税によって圧迫をうけた。一八二三年にいち早く南ドイツ関税会議を脱退し、二四年に独自に国境関税を設定したが、宰相のデュ・テイルは密かにプロイセンへの接近を探っていた。しかし、大国プロイセンの干渉を受けるのは恐ろしい。ヘッセンからプロイセンに対して、両国間の通商を拡大する交渉の開始について、最初の控えめの打診が行なわれたのは一八二五年六月のことで、この時はプロイセンの反応は冷たかった。ヘッセンからの二度目の接近の試みがなされたのは一八二七年八月で、今度はプロイセンの反応は前回と違って、通商条約の締結についてベルリンで交渉に入る用意がある旨の返事が九月にあった。

ヘッセンの全権代表に選ばれたホフマンは大きな期待と少なからぬ覚悟をもって十二月三十日にベルリンに到着し、翌二八年一月三日に大蔵大臣モッツと会見した。ところが、この席でモッツは完全な関税統合、つまり関税同盟の結成を提案し、しかもヘッセン側が懸念していた関税の自主管理をあっさり認め、一人当りプロイセンは二四銀グロッシェン、ヘッセンは二½銀グロッシェンという関税収入の格差をプロイセンの犠牲において平均化することにまで言及して、ホフマンを驚かせた。その結果、一月一日の第一回の公式会談で関税同盟結成の基本線が決まり、一月二四日の会談で細目が協議され、二月一四日には関税同盟条約が正式に調印されるという順調な展開であった。

交渉の経過を本国へ報告したホフマンは、その中でモッツについて次のように述べている。小心者の前任者クレヴィッツと違い、モッツは大事をなすために些細な点を思いきる勇気の持主で、この関税同盟が中部ドイツの国々をプロイセン側に引き寄せる先例になることを期待して、財政的には不利益な条約を結ぼうとしてい

る。モッツは関税同盟推進論者の中心で、この目的を達成するために形式にこだわらないように他の人々に勧め、ヘッセン側がその実現にもっとも固執していた関税の自主管理を認めさせようと努力している、と。交渉相手のヘッセンの代表が、モッツの力でこの関税同盟結成の交渉が順調にいったことを認めているのである。また、この関税同盟の結成によって、ヘッセンは主として経済的・財政的利益を獲得し、プロイセンは主として政治的成果を獲得した、といわれている。プロイセンが財政的犠牲を負うことができたのも、それまでに財政再建が進んで財政的にその条件ができていたからであろう。

2 一八二八年初めにドイツ連邦内に南北二つの二国間関税同盟が成立して、関税統合が一步前進したことは、ドイツ連邦の他の国々に強い衝撃を与えた。特に北ドイツ関税同盟が拡大して東西に分離したプロイセンの領土が接合すると、南北間の中継商業のための自由な通商路がプロイセンの関税同盟によって遮断されてしまう。こうして、二つの関税同盟に加盟しないことと中継商業のための通商路を確保することを目的として、同じ一八二八年九月二四日にクアヘッセン（ヘッセン選帝侯国）の首都カッセルに北ドイツと中部ドイツの一八の国々が集まって、中部ドイツ通商同盟を結成した。⁽⁵⁾ その結果、ドイツには南北二つの関税同盟と中部ドイツ通商同盟という三つの同盟が鼎立することになった。

しかし、この状況は翌二九年にかけて大きく揺れ動いた。その一つは、関税同盟を拡大して東西に分離した領土をつなぐとするプロイセンの政策と、南北間の中継商業路を確保しようという中部ドイツ通商同盟の利害が衝突するドイツの中央部、テューリンゲン地方の小国を巻きこんだ「道路戦争」(Straßenkrieg)である。⁽⁶⁾ モッツはこの地方の小国に対して、プロイセンもしくは友好国の領内に舗道を建設して敵対する国の通過商業

に打撃を与えようとする道路政策を強硬に進めた。その成果は二九年七月にあらわれた。すなわち、以前からプロイセンと道路建設について話し合いを続けていたマイニンゲンとコーブルク・ゴータの両国との間に、両国の希望をいれて交渉を進めて道路協定（相互間の交通を容易にする条約）を締結したのである。プロイセンは両国に舗道建設のために借款と援助金を供与し、これに対して両国は中部ドイツ通商同盟の期限が終了したらプロイセンの関税同盟に加盟することが合意された。

道路戦争での勝利と並んで、同じ一八二九年にプロイセンがあげたもう一つの外交上の勝利は、南北関税同盟間に通商条約を締結したことである。⁽⁷⁾この問題の発端は一八二五年冬にバイエルン国王ルドヴィヒ一世がプロイセンの外交官に南北間の通商拡大の希望を表明した時で、プロイセンはそれに対して静観の態度をとっていた。二六年にバイエルンが関税率を改訂した時に、プロイセンの外務大臣ベルンストルフは他の閣僚にバイエルンとの接触を話したが賛成は得られなかった。二七年には、モッツが南ドイツとの結合について述べた、とバイエルン政府は喜んだが、これは、南ドイツ三国の統合が先決で、プロイセンとの条約締結の申し入れがあってもプロイセンの利益になるかどうか問題だ、と言ったことが誤って伝えられたのであった。

前年にヘッセンと関税同盟を結んだプロイセンが、北ドイツを後回しにしてまず南ドイツとの結合を決意したのは、中部ドイツ通商同盟が成立したからであろう。一八二八年秋から冬にかけて、南ドイツ関税同盟の成立の陰の功労者であったアウクスブルクの書店主コッタが三度ベルリンと往復して、モッツとも会って交渉の仲介をした。二九年三月からベルリンで正式の交渉が始まった。バイエルン領の一部分を北ドイツ関税同盟に統合するとか、ヘッセン領の一部分を南ドイツ関税同盟に統合するという部分的統合案も出たが、結局、五月二七日に南北関税同盟の包括的な通商条約が締結された。この通商条約は、非公開の分離条項の中で南北の四

か国が関税同盟の結成に向けて討議を続けることに同意している点で、内容からみて、南北間の「最終的結合の直接的前段階」(「マイニンゲン、コーブルクとの道路協定の前提」、関税同盟成立史の「最終幕への序曲」)であった。⁽⁸⁾ 前述したように、中部ドイツのマイニンゲンとコーブルク・ゴータの両国はプロイセンとの間で七月初めに道路協定(「相互間の交通を容易にする条約」)を結んだが、これも明らかにこの通商条約が締結されたことから影響を受けている。

モッツが「覚え書」を書いたのは南北関税同盟間に通商条約が締結された翌月、また、マイニンゲン、コーブルク・ゴータの両国と道路協定を結ぶ前月である。いちはやく南ドイツと手を結ぶことによって、プロイセンに対抗して結成された中部ドイツ通商同盟(およびその背後にあるオーストリアやフランス)に対する政治的・外交的勝利を確信した自信が「覚え書」の行間から読みとられるのはそのためであろう。

- (1) 諸田、前掲書、序論。諸田實「ドイツ関税同盟」(諸田、松尾、小笠原、柳沢、渡辺、シュレンマー著『ドイツ経済の歴史的空間』一九九四年、第一章)。
- (2) 一八一八年のプロイセン関税法の成立と意義については、諸田、前掲書、第一章を参照。また、関税法の全文の邦訳は同書の資料(一)に収録されている。
- (3) 当時、アンハルトには自国の必要量の七倍もの密輸用の商品が集積され、プロイセンはそのため年間五〇万タラーの損害を蒙ったといわれる。H. W. Hahn, *Geschichte des Deutschen Zollvereins*, 1984, S. 26. 諸田「ドイツ関税同盟」一八ページ。なお、飛地問題にかんする交渉の文書と条約は、W. Oncken u. F. E. M. Soemisch (hrsg.), *a. a. O.*, Bd. 1 に収録されている。
- (4) Ch. Eckert, *Zur Vorgeschichte des deutschen Zollvereins. Die preussisch-hessische Zollunion von 14. Februar 1828*, in: *Schmollers Jahrbuch*, 1902. 諸田、前掲書、第二章、一。
- (5) 諸田、前掲書、第二章、二。

- (6) P. Thimme, *Strassenbau und Straßenpolitik in Deutschland zur Zeit der Gründung des Zollvereins 1825-35*, Beiheft 21 zur VSWG., 1931. 諸田『前掲書』第二章。プロイセンとザクセン・マイニンゲンとの間で締結された条約は、W. Oncken u. F. E. M. Saemisch (hrsg.), *a. a. O.*, Bd. 3 に収録されている。
- (7) 諸田『前掲書』一四頁に注(2)°。W. Oncken u. F. E. M. Saemisch (hrsg.), *a. a. O.*, S. 407-09, 501-07.
- (8) W. Oncken u. F. E. M. Saemisch (hrsg.), *a. a. O.*, S. 407.

三、モッツ「覚え書」の試訳

モッツの「覚え書」を実際に文章にしたのは財政参議官のメンツだといわれている。メンツは以前からモッツの部下であり協力者であったから、モッツの考え方を十分に知り尽くしていた。したがって、「覚え書」の内容はモッツ自身の見解といっても誤りではなく、そのために、一般にモッツの「覚え書」といわれている。

「覚え書」が作られた時期は、前述のとおり、前年秋以降の三つの同盟の鼎立状態から、南北二つの関税同盟間に包括的な通商条約が締結されて、南北の結合によるドイツの経済的統一の方向へ大きく前進した時期である。モッツはこの「覚え書」を、当時進められていたこうした政策について、プロイセンの国王と政府の十分な理解を得るために作成したと思われる。また、こうした政策について近隣諸国の理解を得るために、個人的関係を最大限利用して働きかけていた。

一八三〇年四月にはバイエルン国境近くで静養中のメンツを通して、バイエルン政府との接触を試みている。アシャップフェンブルクのバイエルン上級関税検査官ルンプラー(Rumpler)を通して、暗黙のうちに完全な関税同盟の結成を目ざすことを窺わせるモッツの見解は、バイエルンの大蔵兼外務大臣アルマンズベルク伯(Prince L. Graf zu Armanzberg)に届いていた。実際、両者は非公式に会っている。この時に「覚え書」もメンツとルン

プラーの手を通してバイエルン政府の手に渡り、それがミュンヘンの国立文書館に所蔵されたものと思われる。オンケンとゼーミッシュの編集した前記の史料集に収録されているのはそれである。なお、以下の試訳では、紙数の関係で最後のIV、軍事的・戦略的な観点から考察している部分は割愛することにした。

× × × × ×

プロイセンがバイエルン、ヴェルテンベルクおよびヘッセン大公国と締結した関税・通商条約の、商業的、財政的、政治的および軍事的・戦略的重要性に関して、国王陛下の御裁可を得るために作成された、モッツの覚え書。一八二九年六月、ベルリン。

パリの講和、全ヨーロッパの政治的復古のこの重大行為によって、ドイツの諸国家は独立で、かつ連邦の紐帯によって結合されるものであることが、とりわけ確定された。ウィーン会議はそこで署名されたドイツ連邦の基本文書によってこの紐帯を結びつけた。

すべての国家の内外の安全と安寧と福祉を維持し促進することが、この基本文書において連邦の目的と述べられている。

連邦の有機的構造、内外の諸関係、最高裁判所、種々のキリスト教宗教団体に対する市民的・政治的権利の平等、連邦国家相互間の移住の無条件の自由、等々、上記の目的を達成するための基本規定は連邦規約そのものの中に記されている。⁽¹⁾

しかし、各連邦諸国家間の商業と交通に関しては、フランクフルトで開催される最初の連邦議会の際に、ウィーン会議において承認された諸原則にもとづいて討議されることになっていた。(連邦規約、第一九条)(傍点
は原文ゲシュペルト)

確かに、この問題はすでに連邦の基本条約において最初の開催時に討議されるに値するものであった。なぜなら、この問題は福祉と共同の利益の基礎であり、ドイツ諸国の連邦的紐帯の強化と存続はそれによってのみ期待できるからである。

その間、連邦の設立以来すでにまる一、四年が経過し、連邦議会は二〇回以上開催され——また同じ回数停会され（もしくは休会され）たが、しかし、各連邦国家間の自由な通商と交通の問題は、差し迫った問題であるとされ、何度も提議されたにもかかわらず、いまだに公式討議の日程に上ったことがなかった。

先年の「食料の」いちじるしい値上がりと不足の時に一度、連邦の隣人を文字通り餓死させないためにまさしく必要とされた分だけ交通の自由を当座保証した共同の決議が、大変な苦勞の末にやっと日の目をみたのであった。

オーストリアという大国がドイツ連邦の頂点に立って、自国の利益をこれまで⁽²⁾約束するがドイツ連邦の他の諸国の利害とは一致しない、独自の関税制度と輸入禁止制度を過去五〇年間とりつづけて廃止しようとしないので、他の連邦構成国（ハノーファー、ホルシュタイン、ルクセンブルク）がその共同君主国（ハノーファーはイギリス国王、ホルシュタインはデンマーク国王、ルクセンブルクはオランダ国王が君主）の商業利害を連邦諸地域の商業利害に従属させようと考えずに、むしろ連邦諸地域の商業利害を当然の有用なことのようによく共同君主国の商業利害に固く結びつけているので、また、他の諸国は今度はこの問題をますますただ国庫と国家経済の観点からのみ考察しようとしているので、この状態はどうして変えることができたであろうか。

個々の連邦構成国、その中でも大国は当然この事を深く受けとめねばならなかった。

等しく採用すべき独自の関税制度によって、それが実行しうる限りで、自国を保護すること以外にこれらの

諸国に残されているものは何もなかった。

そこで、プロイセン、バイエルン、ヴェルテンベルク、バーデン、クアヘッセン、ハノーファー等々の特殊な関税制度がしだいにできたのである。

ドイツ連邦は、一般的な諸国家の歴史がなんら誇るに足るものをもっていないという実例を、そのことで提供したのであった。

ドイツの諸国家は、連邦として一つの目的に、政治的に一つの国家に結ばれているが、互いに、しかもすべての国が各国互いに、同一民族にあるまじき商業戦争を続け、武力による内戦でもこれほどひどくはあるまいというほど悪い事態をもたらした。

事態は「ドイツの」すべての国にとって破滅的であり、個々の国にとって堪えがたく、まさしく滅亡的であつて、このような自然の法則に反する事情から他人の不幸を喜ぶ外部の商業国家のほくそ笑いを生ずるに違いないものであった。

それにもかかわらず、連邦議會はその使命と連邦の基本文書自体の中ですでに連邦議會に与えられている特別の任務に依りて、連邦諸国家間の商業と交通に関して共同の合意に向けて動こうとしなかった。

商業階級自身が、特に——その位置と個性からいって全般的な商業戦争に積極的に関与することができなかった——小国の商業階級が一致して、彼等の政府を動かして多数の国家の複合体を一つの商業目的に結合させることを少なくとも試みなければならなかった。

それで南北ドイツの多数の国家の間でダルムシュタットで周知の分離會議が行なわれた。

しかし、この會議もなが年にわたる会談の末に成果をあげることなく解散した。

だが、上記の商業会議において全権代表が成功しようとしなかったことを、いまや、国民の眞の利益を十分に認識している南ドイツの第一級の二つの国の英邁な君主がみずからなすとげたのである。

バイエルンとヴュルテンベルクが、この結合に反対して内外から投げかけられたあらゆる妨害にもかかわらず、共同の商業・関税制度に結合した。

そして、ヘッセン大公国の賢明な政府が、南ドイツ両国の結合の直接の成果を十分に理解して、いまやプロイセンに最も緊密に接合した。

こうしていまや、南北ドイツの完成された商業システムに向けて一挙に基礎が据えられることになった。

両者は、その個性と位置がどちらの同盟との結合を指示するかに応じて他のドイツ諸国が加入することによって、地理的に完成するであろう。

そして両者は、最初だけは当然地理的に固定されているが、やがて互いの利益を求めて手を差し伸べるまでに長くかからないであろう。実際に理性的に考えてそれ以外のことは期待することができなかった。

他の多数のドイツ諸国は、自国の繁栄によっていまやみずから必要とされたかかる接合に、彼らの独立と主権にとつての危険を勝手に想像して、恐らく第三の³⁾大國によってそそのかされてであろう、カッセルで新しい同盟を結んだ。この同盟には中部ドイツという名称がつけられているが、しかし、同じ形のシステムにしたがって第三の関税・商業体を形成するためではなく（こうしたものが関係国の利害の中にあると思われる）、これに反対して何も言うことはできないであろう）、ただ互いに手をつないで、商業と交通を現状のままに（すなわちこれ以上長く存続することのできないみじめな状態に）おいて、他のいかなる同盟にも加入しようとしなためだけの同盟である。

この同盟の公表されている議事録から明らかなように、この同盟は上述の大国によって指導され、隣接する大国さえこれに関係し、ドイツ連邦全体の政治的利害にも各国の商業利害にも反して、ただウィーンとパリの政府の利害にもとづいて進められており、両政府はバイエルン・ヴュルテンベルクの同盟とプロイセン・ヘッセンの同盟を嫉視し、二つの同盟の政治的影響がドイツ諸国に拡大することを恐れて、いわゆる中部ドイツ同盟内に二つの同盟に対する反対勢力を作りだし、それによって二つの同盟の拡大を妨害しようと意図したのであった。

しかし、視よ、勝利のラッパによつてもはやされた反対勢力が妨害するはずの事態が急速に進行している——これは永遠の神慮である。

一方のプロイセンとヘッセン大公国および他方のバイエルンとヴュルテンベルクが一つの関税・商業システムに結合した。相互にすべての農産物と工業製品のできるかぎり自由な交通を最高原理と告知した一つのシステムに結合したのである。

これらの国々の英邁な政府があつた結合によつて国民に与えた繁栄は測りしれない。

あの結合はあらゆる点でドイツ連邦の諸関係（と構成）にとつて新しい時代になりえる（し、なりえるであろう）。

というのは、あの結合は、結合した（四つの）国にとつても中部ドイツ同盟という名の同盟にとつても、またそもそも全ドイツにとつても、商業的にも財政的にも、また政治的にも軍事的・戦略的にも測りしれない重要性をもっているからである。

一、商業的

a、一般的に

プロイセン—ヘッセン〔関税同盟〕とバイエルン—ヴュルテンベルク〔関税同盟〕が自発的な条約によって今後同胞となることを約束した関税・商業システムは現在すでに約二〇〇〇万の人口を包含し——オーストリア諸国の間にさえ国内交通の自由がまったくないし、ハンガリーとその隣接地方はオーストリア、ベーマン、メーレンなどとこの点に関して外国であるから、この点ではオーストリアさえも越えて先に進んでいる——、文化水準の点でも人口密度の点でもヨーロッパ諸国の列の中で、第一位とはいわないまでも、たしかに第二の地位を獲得している。カッセルの〔中部ドイツ通商〕同盟がまったくくだらない目的を追求していることを認めて、その加盟国の多数とその同盟に入っていない他のいくつかの国とが、その地理的状态によって、およびこれ以上猶予できない差し迫った政府の必要によって、今後同様にプロイセン—ヘッセンとバイエルン—ヴュルテンベルクとの同盟に加盟することこそ刻下の急務であると自覚すれば、ただちに同盟の人口は総計で二、四〇〇万ないし二、五〇〇万に増加するであろう。これは何の疑いもない。

ドイツ諸邦のうち残りの諸国は、たしかにみずから真先に加入するような国ではないが、しかし外部の大国の支配的な利害に副次国としてつなぎとめられてはならず、むしろドイツ諸邦の共同態に結びつけられているから、これらの諸国が自国の維持のために同様に加盟することをこれ以上避けることができないので、同盟の人口は二七〇〇万の多きに達し、それによって同盟は完成することになる。

この人口が、約九三〇〇平方マイルの面積の、気候の状態にも工業と農業にも恵まれた空間上で結合された関税・商業システムを支配するようになれば、一平方マイル当り約三〇〇〇人を数えることになる。この人口

は密度の点ではフランスにつき、農業と工業の点ではフランスに匹敵する。

ある国家体の開発された区域が広いほど、また同じ空間の人口密度が大きいほど、自然と人為の産物も種々さまざまであり、住民相互間の交換と交通への機会と刺激は一層確實で当然であり、内部商業は一層活発である。

国内生活のみが国家の繁栄の基礎である。たとえある国の外国貿易がいかに大きく、いかに重要であろうとも——それにもかかわらず外国貿易の価値は活発な国内交通の価値によって凌駕される。ただ国内交通の価値に匹敵するのは最高度の安全であり、外国貿易の場合に資本がただ一度だけしか回帰しない同一期間内に、国内交通においてのみ同じ資本の取引が二度、三度、それ以上も行なわれる。

しかし、与えられた期間内に三度取引される元の資本は、交通においては、同じ期間内に一度だけ取引される資本の三倍の額に等しい。したがって、国民的財産の二倍増、いな三倍増は実際のところ一層頻繁な取引に、同じことであるが活発な国内交通にあるのであって、外国貿易は同じように二倍増、三倍増を決して保証できない。

プロイセン—ヘッセン両国とバイエルン—ヴュルテンベルク両国との関税・通商同盟は、すでに現在の姿において、しかし絶えず拡大を続けて将来完成したあかつきにはより一層、きわめて活発な国内交通にとって望ましい何物かをほとんど残さないであろう。そのための諸条件と手段はこの同盟内に完全に存する。

メーメルとシュトラールズントからエメリツヒとザールルイスまで、北海の岸边からボーデン湖の岸边、ティロールとスイス・アルプスの山麓まで途方もなく巨大な領域に、自然の風土の産物と人為の製造品が、相互の余剰と需要がきわめて豊富に種々さまざまあるので、(この領域内の障害物はまっさきに崩壊している) 全面的

な交換の対象が不足することは決してありえない。新しい工業部門と商業さえもこの偉大な同盟は生むであろう。

しかし、外国貿易もまたこれによっていちじるしく促進されるであろう。というのは、大国もしくは同様の原則にもとづく大きな商業同盟のみが、強大な外国と相互性にもとづいて有利な条約を結び、優遇措置を互いに供与し合うことができるからである。もっと小さな、孤立した、いたずらにうぬぼれている国はこのような条約や優遇措置を獲得することも保証することもできたためしがない。

どんな国とも互いに優遇措置を提供し合うことができるプロイセン―ヘッセン両国とバイエルン―ヴュルテンベルク両国との全体同盟となら、フランスとオランダが、ロシアとスウェーデンが、北アメリカ、ブラジル、コロンビア、メキシコが、否イギリスさえ必要な場合には喜んで通商条約を締結するであろう。

したがって、中規模および小規模のドイツ諸国の多くはこの同盟に加盟することにおいてのみ、外国貿易の利益を得て盛んな世界貿易に参加することをも期待できるのである。

右に述べた大きな同盟への彼ら中小諸国の接合自体、彼ら中小諸国にとって現在の商業状態に関してきわめて重要な外国との通商上の結びつきであり、限らない利益となるであろう。

というのは、それによってこれらの中小諸国はその生産物と製造品に対して拡大された自由な市場を獲得するからである。この市場たるやこれら中小諸国の現在の市場の二〇、三〇、五〇、一〇〇、否二〇〇倍をも越える規模であり、彼らがこれまでにかつてそれについて正しい予想や観念を持ったことのないほどの市場であり、この市場の途方もない広がりがあるに、かかる偉大な結合の幸運と測りしれない価値をはじめて真に認識させ、評価させるであろう。

b、個別に

特にプロイセンに関していえば、バイエルンおよびヴュルテンベルクとの結合はプロイセンに対しても、現在の規模の優に五〇%ほどの・きわめていちじるしい市場の拡大を提供する。すなわち、この市場はプロイセンの工場を、また營業の自由が法的に確立したことで異常に發達した・明らかに先頭に立っていたプロイセンの産業を特別に有利にすることを約束し、他方、バイエルンとヴュルテンベルクはこれまでの市場を三倍に大きくし、そこに主として両国の余剩農産物の販路を見出す。エルベ河、バルト海およびライン河のプロイセンの港において両国の外国貿易に対してはじめて、これまで知らなかった自由な出口が獲得されるが、この出口はその相互作用として今度はこれらの港にも活性化をもたらす。

したがって、地理的な位置と自然が閉鎖的な通商同盟を有利にするから、この通商同盟は一層実り豊かに、緊密に、永続的になるであろう。

二、財政的

バイエルン、ヴュルテンベルク両国と締結したこの関税・通商条約によって、たしかに相互間の通過関税はすべて廃止され、輸出入関税は一部分が同様に廃止され、一部分が大幅に引き下げられた。廃止されたり大幅に引き下げられたりした輸入関税からそれにもかかわらずその結果関税収入が増加するということは、きわめて逆説的に聞える。だが、間接税の場合にはすべて次のような古い経験則——課税対象に比して税額が低いほど関税収入は大きい。このことはいつでも、どこでも確証される——がこの場合にも欺かないであろう。

高くない適度の関税率は密輸業者に対して、彼が冒す大きな危険に比して決して釣り合わない（僅かな）利益

しか約束しない——したがって密輸入自体が行なわれなくなる。関税率が高い場合には、あらゆる規制や国境監視にもかかわらず、密輸入は通例見積られてはいるよりも規則的にはるかに大きいものである——したがって、このことからすでに国庫にとって少なからぬ利益が生ずる（密輸入をやるうという刺激が減ることは道徳性を誘惑して危険にすることを一層少なくし、このことは国家それ自身にとってはるかに大きな利益である）。

高くない適度の関税率と容易になった交通は、それからまた、つねに消費の増加という結果をもたらすが、これは個々の関税率の引き下げによって多分失うであろう損失の通例二倍を補填する。

現存するこの大きな関税・通商同盟においてはこのことは、この大同盟が商業と工業に相互に一挙にいちじろしく拡大された営業範囲を開き、到る所で一層盛大な活動を弘め、そればかりか現在まだこの活動が目覚めずにまどろんでいる所でさえこの活動が目覚めるであろうから、それだけですすその通りである。

数学的正確さと算術的計算はここではむろん提示できないが、しかし、経験がいつでもどこでも確証していることにもとづいて、また——残念ながら——最近ではきわめてしばしば余りにも注意されることの少ないことにもとづいて、また心理学的に人間性自体の中に深く根拠をもっていることにもとづいて、道徳的確信をもって基礎づけることができる。それゆえ、バイエルン、ヴェルテンベルク両国と結んだこの新しい関税・通商同盟が財政的(11)にもプロイセンにとってきわめて大きな有利さをもつであろうことを、同様の確信にもとづいて繰り返し表明するものである。

三、政治的

a、政治的統一——商業的統一の必然的帰結

輸入関税・輸出関税・通商関税は諸国家の政治的分離の結果にすぎない、ということが国家学上の真理であるとすれば（これは真実である）、反対に、これらの国家の一つの関税・通商同盟への統一が同一の政治システムへの統一を同時に伴って進む、ということもまた真理であるに違いない。

そして、一つの商業的な関税・通商システムへのあの結合が自然的であるほど、——この結合が互いに同等の利益を与えるという堅固で永続的な唯一の基礎に基づくものであれば——これらの国家の間の一つの政治システムへの結合もまたそれだけ緊密で堅固となるであろう。

というのは、その国民が一つの商業システムに束縛され、またこのシステム内にある諸国が政治上あい異なる意見を抱き、追求することはまったく自然に反するように思われるからである。

したがって、バイエルンとヴェルテンベルクの両国も緊密な商業的結合によって、プロイセンに対して同じ政治システムを手に入れたのである。このことは、フランスのある日刊紙がこれについてすでに報道し、論評しているところから明らかである。

一八二九年五月の「ル・コンステイトゥションネル」紙に掲載されたミュンヘンからの一論説はこう記している。ドイツの小国は利害の結合に黙々と努めている。

プロイセン、バイエルンおよびヴェルテンベルク間の通商条約はその前兆であり、もし認めるならば、すでにそれらの国の商業的利害の結合である。それは同じ政治的利害をもち、そのことはオーストリアに対する勝利と同じことだということがまもなく明らかになるであろう。オーストリアの宰相はすでに、次のことについて不平を訴え始めている。すなわち、ドイツの小国が自らを自由に、すなわち自由に、成長し、その家父長的な後見を逃れようとしている、と。

b、この政治的結びつきの重要性

かつてフリードリッヒ二世⁽¹²⁾がバイエルンとの結びつき、バイエルンの繁栄と保持にどんなに大きな価値を置いていたか、このことを歴史がすでに教えている。

フリードリッヒ二世の即位直後におこった皇帝カール六世の死去とそれに伴うハプスブルク・オーストリア王家の男系の断絶に際して、大王はオーストリア領の一部に対するバイエルン選帝侯家の要求を強力に支持し、新しい皇帝の選出にも影響を及ぼした。その結果、数百年間オーストリア大公家の頭を飾り、現在もふたたびカール六世のただ一人の娘であるマリア・テレジアによって夫君のフランツ・フォン・ロートリンゲンのために熱望されていた、ドイツ皇帝の帝冠はバイエルン選帝侯である大公カール七世に移ったのである。

フリードリッヒ二世は、バイエルンの最後の選帝侯であるマックス・ヨーゼフの死去（一七七七年）とそれに伴うバイエルン大公家の断絶に際して、オーストリアが異論を唱えていたカール・テオドール・フォン・デア・プファルツの相続権を強力に保護し、例のない無欲さで、いかなる犠牲もおそれず、全力をつくして——すでに老年に達していた（一七七八—七九年）にも拘わらず——みずから再度戦場に立って、——自身の榮譽と自国の危険を顧みず——ひたすら承認された権利を防衛し、保護しようとしてとめた。

最後にフリードリッヒ二世はまた、その治世の晩年（一七八五—八六年）にドイツ諸侯同盟を結成して、バイエルンとオーストリアの提携を目指す皇帝ヨーゼフ二世の遠大な計画を失敗させ、独力でそれによってマクシミリアン一世（当時はまだツヴァイブリュッケンの太子にすぎなかった）を、カール・テオドールが嗣子を遺さず死去したことで空位となったバイエルンの選帝侯位——現在の王位——の後継者につけた。この王位を現在バイエルン王ルードヴィヒ一世が継いでいる。

したがって、フリードリッヒ二世の賢明な治世の最初と最後は、とりわけバイエルンの幫助ほうじょと維持に捧げられたのであった。

実際、バイエルンが偉大で繁栄していることにプロイセン以上につくした国は他にないであろう。

しかしながらプロイセンは、バイエルンの運命と繁栄にこれほど大きく活動的に関与したことに對して、今日まで何の果実も收穫していない。

むしろプロイセンは残念ながら大きな痛手を蒙るのみであった。フリードリッヒ二世が治世の最後にバイエルンの存続に配慮を向けてから二〇年後の今日も同様である。バイエルンの軍旗は激戦の中で敵陣にひるがえり、バイエルンにはプロイセンに敵対した報酬として素晴らしい二侯国（アンスバッハとバイロイト）が与えられ、そればかりかウィーン會議においてさえバイエルンはプロイセンの利害に對立する政治〔勢力〕の中にあつた。

その原因はまさしく主として、フリードリッヒ二世の没後すぐに始まったフランス革命とこの革命の世界史的結果によって生じた政治の全体的な混乱と不透明に、——恐らくはアンスバッハとバイロイトをバイエルンが獲得したことによって大きく変化した・確かにかなり心配になったプロイセンの地位にも——探し求められ、見出されるべきであろう。しかしながら、当時のプロイセンの政治的・地理的地位はバイエルンその他の南ドイツ諸国、否、中小のドイツ諸国一般の政治的狀態を配慮するには決してふさわしいものではない。むしろプロイセンはただ真のドイツの利害によってのみ導かれて⁽¹³⁾いる（ドイツの諸地方の領有をドイツの利害とは無縁な外部の大国の利害を促進するための乗物としてのみ利用しようなどと望まない）すべての国々と、あらゆる点に関して——政治的にも商業的にも——本当に親密にまた密接に結びつくことを誠実に希求しなければならぬ。

政治的結びつきは、現在は確かに考えがたいが、だからといって多くの可能性の中で消えない場合、例えば特定のヨーロッパの大国の間で戦争が次第に起こったり、ドイツ連邦の現在の機構が一度解体して——すべての異質の部分の接合によって——新しく構成される、といった場合の下位に立っている。

前者の場合にバイエルンとヴェルテンベルクが自国のために戦争を遂行する部分として登場することはありえないであろうし、両国はその地理的な位置と付随する事情のために政治的結びつきに加わらないこともありえないであろう。戦争に参加した大国は、背後や側面につねに不信と危険を感じて、中立の維持に耐えないであろう。

そのような場合にこれらの国々が中立にとどまることができず、仲間を選んでどちらかの陣営⁽¹⁴⁾にかなければならないとすれば、その重さは一方の天秤皿の中になければならず、他の天秤皿の中にあるのだから、彼らと結びついているか、それとも結びついていないか、つねに二重である。そして彼らとその重さを加える第三者との政治的結びつきは、その点で一層重要な意味をもつことになる。

実際、この結びつきは、IV、軍事的・戦略的に見るならば、場合によっては決定的でありうるであろう。〔以下略〕

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| | × | × | × | × |
| (1) | 「多かれ少なかれ十分に」というモッツの補足がある。 | | | |
| (2) | 「恐らく」というモッツの補足がある。 | | | |
| (3) | モッツは「第三の国」に代えて「オーストリア」としている。 | | | |
| (4) | 「十分に」というモッツの補足がある。 | | | |
| (5) | 「大抵の場合誤まった、あいまいな主権の観念にもとづいて、また同時に」というモッツの補足がある。 | | | |

- (6) 「とパリ」の上にモッツは線を引いて消している。
- (7) 「この企てに反対するためには義務と策略が必要である」というモッツの補足がある。
- (8) メンツはこの内訳を記している。プロイセン、ヘッセン、バイエルン、ヴェルテンベルクの四国の合計、一、九二七万五、〇〇〇人、付属地と飛地の人口を加えて、総計一、九五九万八、〇〇〇人。
- (9) メンツはこの内訳を記している。バーデン以下一九か国の合計五〇七万二、〇〇〇人を右の一、九五九万八、〇〇〇人に加えて、総計一、四六八万人。ただしメンツは総計の計算間違いをしているので訂正した。
- (10) メンツはこの内訳を記している。ハノーファー以下六か国の合計三二九万五、〇〇〇人を右の二、四六八万人に加えて、総計二、六九七万五、〇〇〇人。
- (11) 「最初の時期におけるありうべき不足を別にすれば」というモッツの補足がある。
- (12) モッツはこれに代えて「フリードリッヒ大王」としている。
- (13) 「またプロイセンに明白な信頼を寄せている」というモッツの補足がある。
- (14) 「どうしても」というモッツの補足がある。